

## 当番弁護士センターに関する個人情報の共同利用についての取決め

東京弁護士会  
第一東京弁護士会  
第二東京弁護士会

第1条 東京三弁護士会は、当番弁護士制度を運用するに当たり取得する全ての個人データを、共同して利用する。

2 前項の個人データは、当番弁護士を派遣する手続きを取る際に、被疑者等の在監を確認するため、派遣弁護士及び通訳人を決定するため、派遣弁護士及び通訳人に必要な情報を知らせるため、派遣依頼者に連絡を取るため等、当番弁護士制度を円滑に運用するために用いるほか、当番弁護士制度に関する統計を取るために本人を特定しない方法により用いる。

3 第1項の各個人データの管理については、当該個人データに係る当番弁護士派遣依頼事件が配点された弁護士会が、責任を有することとする。ただし、弁護士会に配点されていない事件に関しては、当番会が責任を有する。

第2条 東京三弁護士会は、その一が契約する東京三弁護士会当番弁護士センター職員及び同職員となろうとする者の全ての個人データを、共同して利用する。

2 前項の個人データは、職員としての契約を締結する判断をするため、及び当番弁護士センターの運営費用の分担額を決定するため等、当番弁護士センターの運営のために用いる。

3 第1項の個人データの管理については、当該職員と雇用契約を締結し、あるいは締結しようとする弁護士会が責任を有する。

第3条 東京三弁護士会は、その一が会員であり当番弁護士名簿に登載されている弁護士の、弁護士名簿に記載されている個人データならびに当番弁護士割当日の待機場所および連絡先を、共同して利用する。

2 前項の個人データは、派遣弁護士を決定するため、派遣弁護士に連絡をするため等当番弁護士制度を円滑に運用するために用いる。

3 第1項の個人データの管理については、当該弁護士の所属する弁護士会が責任を有する。

第4条 東京三弁護士会は、共同して保有し管理する通訳人名簿に登録している通訳人及び通訳人になろうとする者の全ての個人データを、共同して利用する。

- 2 前項の個人データは、通訳として派遣する者を決定するため、及び通訳人として登録するか否かの判断をするために用いるほか、当番弁護士制度に関する統計を取るため本人を特定しない方法により用いる。
- 3 第1項の個人データの管理については、当番会が責任を有する。